

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第一条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（政党から支出を受けた公職の候補者のする支出に係る通知及び記載）</p> <p>第十三条の二 政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出（第十二条第一項第二号の person 費、光熱水費その他の総務省令で定める経費の支出を除く。以下この条において同じ。）で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に關連してした支出について、当該支出に係る同号の総務省令で定める項目別の金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた政党の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該通知に係る前項に規定する政党からの支出について、同項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するものをした当該政党の会計責任者に係る第十一条の規定の適用については、</p>	<p>（政党から支出を受けた公職の候補者のする支出に係る通知及び記載）</p> <p>第十三条の二 政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出（一件当たりの金額（回数にわたつてされたときは、その合計金額）が五十万円を超えるものに限るものとし、第十二条第一項第二号の person 費、光熱水費その他の総務省令で定める経費の支出を除く。以下この項及び次項において同じ。）で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動のためにした支出について、当該支出に係る同号の総務省令で定める項目別の金額を当該政党の会計責任者に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた政党の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該通知に係る前項に規定する政党からの支出について、同項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

同条第一項中「すべての支出」とあるのは「すべての支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」と、同条第二項中「五万円以上の支出」とあるのは「五万円以上の支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

4 前項に規定する政党の会計責任者による第十二条第一項及び第二項の報告書及び領収書等の写しの提出に係る同条第一項の規定の適用については、同項第二号中「合計金額」とあるのは「合計金額。以下この号において同じ。」と、「五万円以上のもの」とあるのは「五万円以上のもの及び一件当たりの金額が五万円未満のもののうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

(新設)

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

(削る)

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第一項、第二十一條の二、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二・三 (略)

2| 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二・三 (略)

修正後

修正前

（報告書の提出）

（報告書の提出）

第十二条 （略）

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イゝへ （略）

一 （略）

イゝへ （略）

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、

住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

リ・ヌ （略）

二〇三 （略）

二〇四 （略）

住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が十万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

リ・ヌ （略）

二〇三 （略）

二〇四 （略）

修正後	修正前
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十三条から第十五条まで及び第十六条第一項から第三項までの規定 公布の日</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第二条の規定並びに附則第三条第二項及び第三項並びに第五条第三項から第五項までの規定 令和九年一月一日</p> <p>（国会議員関係政治団体に係る届出に関する経過措置）</p> <p>第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日から令和七年十二月三十一日までの間（次項において「届出期間」という。）における第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下「第一条改正後政治資金規正法」という。）第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体（同項に規定する国会議員関係政治団体をいう。</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（新設）</p> <p>一 第一条の規定（第六条第一項の改正規定、第七条の二第一項の改正規定、第十九条の七第一項の改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに第十九条の十七の改正規定に限る。）及び次条の規定 令和七年十月一日</p> <p>二 第二条の規定及び附則第五条第三項から第五項までの規定 令和九年一月一日</p> <p>（国会議員関係政治団体に係る届出に関する経過措置）</p> <p>第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から令和七年十二月三十一日までの間（次項において「届出期間」という。）における第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下「第一条改正後政治資金規正法」という。）第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体（同項に規定する国会議員関係政治団体をいう。</p>

次項において同じ。)に係る第一条改正後政治資金規正法第六条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七日以内」とあるのは、「令和七年十二月三十一日まで」とする。

2 (略)

(収支報告書の記載及び提出に関する経過措置)

第三条 (削る)

次項において同じ。)に係る第一条改正後政治資金規正法第六条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七日以内」とあるのは、「令和七年十二月三十一日まで」とする。

2 (略)

(収支報告書の記載及び提出に関する経過措置)

第三条 第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項第一号ト(第

一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開催される政治資金パーティー(第一条改正後政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーをいう。以下この条及び附則第六条において同じ。)の対価に係る収入(第一条改正後政治資金規正法第四条第一項に規定する収入をいう。以下この項及び次項において同じ。)で施行日以後に収受されるものについて適用し、施行日前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日前に収受されたものについては、なお従前の例による。

(削る)

2 第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項第一号チ(第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、施行日以後に開催される政

① 第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項（第一号ロ及び第二号の二に係る部分に限るものとし、第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第十三条の二第二項、同条第四項において読み替えて適用する第十二条第一項、第十九条の十、第十九条の十一の二、第十九条の十一の三において読み替えて適用する第十六条第一項、第十九条の十三第一項及び第二項、第十九条の十四の二、第十九条の十五（第一条改正後政治資金規正法第十九条の十四の二第四項の規定により添付する確認書（附則第五条第一項及び第二項において単に「確認書」という。）に係る部分に限る。）並びに第三十二条の二（第十九条の十四の二第四項の規定に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせん（第一条改正後政治資金規正法第十条第三項に規定する対価の支払のあつせんをいう。以下この項において同じ。）に係るもので施行日以後に集められる対価の支払について適用し、施行日前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんに係るもの及び施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんに係るもので施行日前に集められた対価の支払については、なお従前の例による。

3| 第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項（第一号ロ及び第二号の二に係る部分に限るものとし、第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第十三条の二第二項、第十九条の十、第十九条の十一の二、第十九条の十一の三において読み替えて適用する第十六条第一項、第十九条の十三第一項及び第二項、第十九条の十四の二、第十九条の十五（第一条改正後政治資金規正法第十九条の十四の二第四項の規定により添付する確認書（附則第五条第一項及び第二項において単に「確認書」という。）に係る部分に限る。）並びに第三十二条の二（第十九条の十四の二第四項の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日の属する年以後の年に係る第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日

の属する年以後の年に係る第一条改正後政治資金規正法第十二条
第一項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過し
た日以後に第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定に
より同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報
告書（次条及び附則第五条第二項において「新法適用報告書」と
いう。）の記載、提出及び保存について適用し、施行日の属する年
の前年以前の年に係る第一条の規定による改正前の政治資金規正
法（以下「第一条改正前政治資金規正法」という。）第十二条第一
項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過した日
前に第一条改正前政治資金規正法第十七条第一項の規定により同
項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の
記載、提出及び保存については、なお従前の例による。

2| 第二条の規定による改正後の政治資金規正法（以下この条及び

附則第五条において「第二条改正後政治資金規正法」という。）第
十二条第一項第一号ト（第二条改正後政治資金規正法第十七条第
一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定
は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び
附則第十一条において「第三号施行日」という。）以後に開催され
る政治資金パーティー（第一条改正後政治資金規正法第八条の二
に規定する政治資金パーティーをいう。以下この条及び附則第七
条において同じ。）の対価に係る収入（第一条改正後政治資金規正

から起算して一年が経過した日以後に第一条改正後政治資金規正
法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が
生じた場合における当該報告書（次条及び附則第五条第二項にお
いて「新法適用報告書」という。）の記載、提出及び保存について
適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る第一条の規定に
よる改正前の政治資金規正法（以下この項及び附則第五条第一項
において「第一条改正前政治資金規正法」という。）第十二条第一
項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過した日
前に第一条改正前政治資金規正法第十七条第一項の規定により同
項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の
記載、提出及び保存については、なお従前の例による。

（新設）

法第四条第一項に規定する収入をいう。以下この条において同じ。）で第三号施行日以後に收受されるものについて適用し、第三号施行日前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び第三号施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で第三号施行日前に收受されたものについては、なお従前の例による。

3| 第二条改正後政治資金規正法第十二条第一項第一号チ（第二条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、第三号施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせん（第一条改正後政治資金規正法第十条第三項に規定する対価の支払のあつせんをいう。以下この項において同じ。）に係るもので第三号施行日以後に集められる対価の支払について適用し、第三号施行日前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんに係るもの及び第三号施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんに係るもので第三号施行日前に集められた対価の支払については、なお従前の例による。

第五条（略）

2（略）

（新設）

第五条（略）

2（略）

3 第二条改正後政治資金規正法第二十条第三項の規定は、当分の間、第二条改正後政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（次項において単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により提出された場合に限り、適用する。

4・5 (略)

(政党が公職の候補者の政治活動に関してする寄附に関する経過措置)

第六条 第一条改正前政治資金規正法第二十一条の二第二項に規定する政党がする寄附については、施行日から起算して一年間は、なお従前の例による。

第七条～第十条 (略)

(罰則に関する経過措置)

第十一条 施行日（附則第一条第三号に掲げる規定については、第三号施行日。以下この条において同じ。）前にした行為及び附則第

3 第二条の規定による改正後の政治資金規正法（以下この条において「第二条改正後政治資金規正法」という。）第二十条第三項の規定は、当分の間、第二条改正後政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（次項において単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により提出された場合に限り、適用する。

4・5 (略)

(新設)

第六条～第九条 (略)

(罰則に関する経過措置)

第十条 施行日前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対

三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 (略)

(削る)

(政党交付金の交付停止等の制度の創設)

第十三条 政党助成法第三条第一項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割(同条第二項に規定する議員数割をいう。)の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せ

する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 (略)

(検討)

第十二条 政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、この法律による改正後の規定については、その施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、独立性が確保された政治資金に関する機関の活用も含めて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(新設)

られたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとする。

（政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容）

第十四条 政党が当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対してする支出で金銭によるもの（以下この条及び次条において「政策活動費の支出」という。）については、政策活動費の支出の各年中における上限金額を定めるとともに、第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の報告書が第一条改正後政治資金規正法第二十条第一項の規定により公表された日から十年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存及び提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとする。

（政治資金に関する独立性が確保された機関の設置）

第十五条 政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支

（新設）

（新設）

出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第十六条 外国人、外国法人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2| 個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除（次項において「寄附金控除の特例等」という。）の対象の拡大、当該特別控除に係る控除率の引上げその他の個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3| 公職の候補者が選挙区の区域（選挙の行われる区域を含む。）を単位として設けられる政党の支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用の対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(新設)

4| 前三項に定めるもののほか、この法律による改正後の政治資金
規正法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、
政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、当該規定の施
行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められる
ときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。